

# 学校危機管理

## —学校保健の立場から考える—

指導主事 清水 俊也

Shimizu Toshiya

### 要 旨

学校は本来安全なところでなければならない。ところが残念なことに安全であるべき学校内やその登下校中に、児童生徒が犠牲になる事件や事故が多発している。児童生徒や教職員の安全を確保するために、危機とは何か、どのような危機の発生が予測されるのか、危機への対応等を含め危機を未然に防ぎ、被害を最小限に食い止め、克服するためにどうすればよいのかを学校保健の立場から考える。

キーワード： 危機管理、学校保健、心の理解、心のケア、養護教諭

### 1 はじめに

近年、全国各地で児童生徒が被害に遭う痛ましい事件や事故が多発している。このような事件や事故から、児童生徒はもちろん教職員の安全を確保するために、学校管理下における危機管理体制の確立を図ることが強く求められている。

学校における危機管理とは、児童生徒や教職員の生命、学校に対する信頼、日常の教育活動を守るために危機の予知・回避を行うとともに、万一の危機発生時にはその被害を最小限に食い止め、再発を防ぐことである。そのためには、全教職員の危機意識の向上を図り、校内研修などを通じて適切な対策を講じる必要がある。

また、学校における危機とは単に不審者による殺傷事件だけではなく、いじめや校内暴力、不登校、学級崩壊、児童虐待、児童生徒や教職員の自殺等多岐にわたっている。これらの事件や事故は、今の社会では、どの学校においても起こる可能性があり、危機は避けがたい現実的問題である。

このような状況において、学校危機管理について、養護教諭を中心とした学校保健活動の観点から考察した。

### 2 研究目的

学校危機管理について、養護教諭を中心とした学校保健活動の立場から「児童生徒の危機時における心の理解と心のケア」について考える。

### 3 研究方法

- (1) 文献を通じて、学校危機管理について分析し考察する。
- (2) 児童生徒の危機時における心の状態を理解し、心のケアの方策を考える。

## 4 研究内容

### (1) 学校危機管理の意義

現代社会において、学校危機はどこの学校にも起こる可能性があり、避けがたい現実的問題ではあるが、事前の予防的対策が十分であれば、その被害を最小限に食い止めることができる。危機管理とは、突発的に発生した重大な事件や事故に対して、状況の把握や適切な方策の選択を通して事態の処理にあたる取組であるとともに、あらかじめ“危機”の発生を想定して必要な措置を講じる予防的な取組も含まれている。また、危機の克服は安全教育を目的とした「生きる力」をはぐくむ学校教育の目標でもある。

### (2) 学校危機管理の目的

学校における危機管理の目的は、次の3点である。

- ア 児童生徒と教職員の生命を守る。
- イ 児童生徒と教職員の信頼関係を維持し、日常の組織運営を守る。
- ウ 保護者や地域の人々と相互の信頼関係を維持し、その向上を図る。

学校の危機管理には、学校の日常の組織運営を維持することや学校に対する社会的信頼を得ることなどもあげられるが、何よりも児童生徒や教職員の生命を守ることが最優先される。

### (3) 学校危機管理の3段階と学校保健活動

学校危機管理は、危機発生の事前と発生時及び事後の3段階に応じた対策が必要である。それぞれの段階に応じて、養護教諭を中心とした学校保健活動を考えてみると次のようになる。

- ア 危機事前対応 … あらゆる危機の発生を事前に想定し、危機の発生を未然に防止するための予防的対策
  - (ア) 児童生徒の日ごろの健康状態を的確に把握し、心配のある個々の児童生徒への注視を怠らない。
  - (イ) 地域の救急医療機関や保健センター等の専門機関との連携強化を図り、協働体制を確立しておく。
  - (ウ) 心肺蘇生法等の救急処置法やカウンセリングの基本についての校内研修を計画し実施する。
  - (エ) 被災・被害児童生徒の保護者に対する、配慮ある対応の仕方を心得ておく。
- イ 危機発生時対応 … 危機発生直後に危機の被害を最小限に食い止め、迅速に危機を解決し、安全な状態を早期に回復するための対応。
  - (ア) 被災・被害児童生徒への救急処置を行う。
  - (イ) 被災・被害児童生徒の精神的混乱（不安や恐怖心）を静めるための、応急的な心のケアを行う。
  - (ウ) 被災・被害児童生徒の状態に応じて、救急車の出動要請を行う。
  - (エ) 被災・被害児童生徒の搬送先医療機関を確認し、当該児童生徒の保護者へ緊急連絡を行う。
  - (オ) 児童生徒の被災や被害の実態（人数や氏名及び被災の程度）をまとめる。
- ウ 危機事後対応 … 危機が一応収束した段階で、危機を完全に解決あるいは克服するための中・長期的な対策を含め、二次被害や危機の再発防止へ向けての対策。
  - (ア) 心身の健康に問題が生じた児童生徒を慎重に判断し、必要に応じて専門家のケアを受けるように勧め、専門家や保護者と連絡を密に保ちながら、中・長期的な継続した支援体制を維持する。
  - (イ) 心身の健康問題が心配される児童生徒の指導について、学級担任をはじめ教職員へ当該児童生徒への適切な対応の方法をアドバイスする。

### (4) 危機時の心の理解と対応の基本

人間は誰でも生命にかかわるような危機的な出来事を体験すると、一時的な精神的混乱状態を起こす。このような精神的混乱（急性反応期、身体反応期、精神症状期）は、異常な事態に直面したときに起こる一過性のきわめて正常な反応であることを理解する必要がある。そして、時間の経過や発達段階を十分に理解した上で、適切に対応していくことが重要である（図1）。

ア 急性反応期（危機発生から2、3日）

危機発生から2、3日は強い身体的、精神的ストレスの反応が起こる。これを急性反応期と呼び、通常は数時間から数日以内に治まる。

症状としては、抑うつ感（心がふさぐ状態）、不安感、絶望感、過活動（行動に歯止めがきかず多動になる状態）、引きこもり等

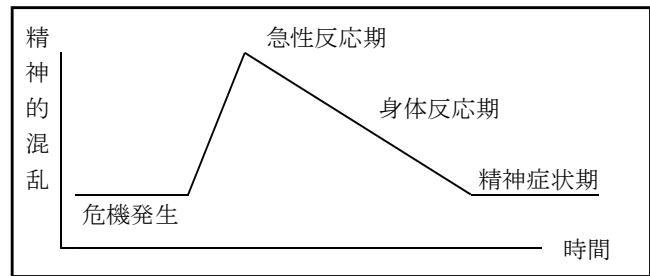


図1 時間の経過による精神的混乱の変化

一つの症状が長く続くことはない。ほとんどすべての人が不安と恐怖を訴え、再び同じような危機が発生したらどうなるのかという不安感と恐怖感が増幅する。

- 【対応の基本】
- (1) 児童生徒の安全を確保する。
  - (2) 近くの避難場所へ移動する。
  - (3) 外傷等の身体的問題の手当てをする。
  - (4) 水や食物の確保をする。

イ 身体反応期（危機発生から1週間程度）

頭痛、腹痛、食欲不振、吐き気、おう吐、高血圧、めまい、過呼吸、頻尿、目や皮膚のかゆみ、動悸、失神、発汗などの身体症状が表面化する。ストレスが強いほど、短期間に身体に様々な変化や変調が生じる。

- 【対応の基本】
- (1) できる限り早く専門医の診断を受け必要な処置をする。
  - (2) 既往症をチェックし、以前からの症状の悪化に注意する。
  - (3) 原則として、受容的・支持的に対応する。

ウ 精神症状期（危機発生から1か月）

注意集中が困難で、多弁になったり多動になったりする。イライラが生じ、少しのことで怒りっぽくなったり、相手に対して攻撃的になったりし、うつ的になり、何をするにもおっくうになる場合もある。

- 【対応の基本】
- (1) 児童生徒の訴えをよく聴く。
  - (2) 言葉かけを多くして、簡単な手伝いなどをさせて絆を深める。
  - (3) 必ず回復することを児童生徒たちに伝え、安心させる。

(5) 発達段階の違いによる精神的症状の特徴と対応の基本

## ア 幼稚園～小学校低学年

年齢が低いほど周囲や環境に敏感に反応を起こしやすく、これまで自分でできていたこと（おしっこなど）ができなくなったりする。また、赤ちゃん言葉を使ったり、何でも保護者に手伝わせたり、甘えたり、母親に抱きついたり膝の上に乗ったり身体接触を求める退行現象（赤ちゃん返り）が見られるようになる。食欲の低下や過食、おう吐、下痢や便秘などの生理的な反応や神経が過敏になりイライラし、落ち着きがなくなるなどの情緒的な反応もあらわれる。

**【対応の基本】** (1) 気持ちを落ち着かせ、安心してゆっくり眠れるよう配慮する。  
(2) やさしい言葉かけを増やして安心させる。  
(3) 児童生徒の話しに十分に耳を傾け、前向きな気持ちになるように支える。  
(4) 児童生徒と触れ合う機会を多くもち、できるだけ褒めて自信をもたせる。  
(5) 「いい加減にきなさい」「こんなに大きくなったのに」「情けない」などは禁句である。

## イ 小学校高学年～中学生

不安や緊張が強く、イライラして攻撃的になったり反抗的になったりする。友人との関係を大切にしている年ごろであるのに、孤立したり交流を避けたりする傾向が見られるようになる。また、寝付きが悪くなったり、夜中に何度も目が覚めたり、反対に日中に眠ってばかりいるようなことも見られるようになる場合もある。無気力にもなり、それまで好きだった趣味やレクリエーションにも興味を示さなくなったり、反社会的行動（嘘をつく、盗み、暴力など）が見られたりすることもある。

**【対応の基本】** (1) 周りの人間が支援していることを伝える。安易な「がんばれ」という言葉かけは逆に距離を遠ざけてしまうので注意する。  
(2) 必ず元の状態に戻ることを伝え、安心させる。  
(3) 何事に対する意欲の低下や反抗的な行動傾向に対して、長期的な展望に立って生活上のアドバイスをする。

## ウ 高校生

この年齢では大人とほとんど変わらない反応を示す。落ち着きがなくなり、多弁になるなどその状態や逆に仲間から孤立し、うつ状態になって引きこもることもある。また、以前に見られたがすでに消失していた行動（吃音、チックなど）が再出現する場合もある。不満感や絶望感も増し、盗みや破壊などの反社会的な行動や仲間や家族への過度の攻撃性が見られ、女子では月経痛や月経不順などの生理的反応が見られることもある。

**【対応の基本】** (1) 勉強や決められた役割、仕事ができなくなっても静観し、温かく見守る。  
(2) 趣味やスポーツ、社会的活動に積極的に参加するよう言葉かけをする。  
(3) うつ状態になって自殺をほのめかすような場合には専門機関に相談する。

## 5 研究結果と考察

危機的な出来事に遭遇すると、児童生徒が最も多く示す情緒的反応は恐怖感と不安感である。例えば、若い男性の不審者が学校内に乱入することによって死の恐怖を体験した児童生徒たちは、それ以後、体験した場所や不審者と類似した特徴をもった男性に恐怖感を示す。また、病気や事故などによる一方の親の死は、他方の親も失うのではないかという不安感をもたせる。そのような児童生徒がもつ恐怖感や不安感への対応は、速やかに状況を説明し、安心させていくことが重要である。今は不審者が乱入できないように保安体制が整っていること、また、親の亡くなる原因が他方の親にはなく、これからも元気で暮らせることができることなどを説明していくことである。体験した危機の状況を適切に説明していけば、児童生徒の恐怖感や不安感を和らげることができる。ただ、児童生徒が危機を感じてからの期間や年齢等によって、精神的症状には違いがあり、適切な対応ができない場合はPTSD（心的外傷後ストレス障害）となって将来に大きな心の傷を残すことにもなりかねない。そのためには、養護教諭を中心に普段から危機発生時を想定した児童生徒の心の理解や心のケアについて十分に研修を重ねていく必要がある。

必ずしも安全とはいえなくなった学校や地域社会において、常に『最悪を想定して最善を尽くす』という危機管理の理念を念頭においておかなければならない。

### 参考・引用文献

- |     |                                    |              |     |
|-----|------------------------------------|--------------|-----|
| (1) | 「学校安全」指導の手引                        | 奈良県教育委員会     | 平17 |
| (2) | 教師のための学校危機対応実践マニュアル                | 上地安昭 金子書房    | 平16 |
| (3) | 危機に直面した子ども・教職員へのメンタルサポート（教職研修総合特集） | 門田光司 教育開発研究所 | 平16 |